

こおりやま広域連携中枢都市圏デジタルパンフレット(音声ガイド搭載)更新
業務委託仕様書

第1 総則

1 委託業務名

こおりやま広域連携中枢都市圏デジタルパンフレット(音声ガイド搭載)更新業務委託
※こおりやま広域連携中枢都市圏(郡山市、須賀川市、二本松市、田村市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村、磐梯町、猪苗代町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町の17市町村。以下「圏域」という。)

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

3 業務の目的

圏域の概要や取組、施設や魅力などを圏域内外に幅広く情報発信し、交流人口や移住・定住人口の拡大などにつなげるため、令和6年度に作成したデジタルパンフレット(音声ガイド搭載)を最新の情報に更新するとともに、より魅力ある記事内容とする。

4 履行場所

圏域内

5 委託業務の提案項目(詳細は「第2 委託業務の内容」を参照すること)

- (1) デジタルパンフレット(音声ガイド搭載)更新(日本語版及び英語版)
- (2) パンフレットフライヤー作成
- (3) 配布用パンフレット作成
- (4) 周知用シール製作
- (5) パンフレット及びパンフレットフライヤーの効果的な周知及び配布
- (6) パンフレットの利便性向上のためのデジタル活用についての提案

なお、業務の目的達成のため効果的な提案であれば、上記項目以外についても、新たな提案を妨げるものではない。

第2 委託業務の内容

1 業務の内容

業務には、企画、関係者との調整、許可申請、取材、撮影、デザイン、編集、文章作成、印刷製本等、納品、発送、工程管理、PDFデータ作成等、当該業務において必要となる全ての作業を含むものとする。なお、各項目の作業については、事前に発注者の確認を受けること。

各項目について効果的な提案をすること。

(1) デジタルパンフレット（音声ガイド搭載）更新（日本語版及び英語版）

ア 記事内容の情報更新

こおりやま広域圏ポータルサイトに掲載している現在のデジタルパンフレットを最新の情報に更新するとともに、圏域の魅力がより伝わるものとなるよう、既存ページの見直し（記事の差替え、レイアウトやデザインの変更等）について提案及び作成する。

【こおりやま広域圏ポータルサイト（デジタルパンフレット）

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/koikiken/95063.html>】

イ 作成内容の詳細

・PDF（ファイル内の文字検索が可能なもの）、A4判で換算すると48ページ程度の情報量である現在のデジタルパンフレットを更新し、スマートフォンで閲覧する場合に、より見やすく使いやすいものとなるようレイアウトやデザインに工夫を凝らすこと。

・日本語版と英語版のどちらも更新すること。英語版の更新に当たっては、郡山市ウェブサイトに掲載している「郡山市の英語翻訳・表記ガイドライン」を参考に作成し、ネイティブ話者による校正を行うこと。

【郡山市ウェブサイト（郡山市英語翻訳・表記ガイドライン）

<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/34/145013.html>】

(2) パンフレットフライヤー作成

デジタルパンフレットにスムーズに誘導するフライヤーを作成する。

ア 作成内容の詳細

・A4判1枚（両面）とし、スマートフォンによるデジタルパンフレットの閲覧にスムーズに誘導するため、QRコードを活用するなどの工夫を凝らすこと。

イ 仕様

(ア) 部 数 1,000部

(イ) 規格仕様

a サイズ A4判

b ページ数 両面1枚

c 用紙 以下のいずれかの用紙を使用すること。

(a) グリーン購入法適合品

(b) エコマーク製品

(c) 森林認証紙

※(a)又は(b)を使用する場合は、納品時に使用用紙報告書を提出すること。

※(c)を使用する場合は、認証マークを印字し、納品時に製品出荷証明書を提出すること。

d 紙質 コート紙90kg程度

- | | | |
|---|-----|---|
| e | 印刷 | フルカラー |
| f | インク | <ul style="list-style-type: none"> ・オフセット印刷の場合は、下記のいずれかのインキを使用し、該当するインキマークを印字すること。 (a) バイオマスを含有したインキ (b) ノンVOCインキ ・オンデマンド印刷の場合は、令和7年3月公表の「郡山市環境物品等の調達方針」に沿ったトナーカートリッジ、インクカートリッジを使用すること。 |
| g | その他 | 印刷物にリサイクル適正を表示し、納品時に資材確認票を提出すること。 |

(3) 配布用パンフレット作成

スマートフォンをもたない方や印刷したパンフレットを希望する方向けに配布用のパンフレットを作成する。

ア 作成内容の詳細

- ・(1) のデジタルパンフレットを、配布用パンフレットとして見やすく使いやすいものとなるよう必要に応じて再構成し印刷製本すること。
- ・視覚障がい者や高齢者等目の不自由な方への対応として、各ページに音声コードを添付し併せて切り欠き処理を行うこと。

なお、音声コードは発注者において作成し受注者に提供することとするが、受注者は音声コードを作成するための原稿を、1ページ当たりの文字数等を発注者と調整のうえMicrosoftWordで作成し、発注者に提供すること。

イ 仕様

(ア) 部 数 1,000 部

(イ) 規格仕様

- | | | |
|---|------|---|
| a | サイズ | A4判 |
| b | ページ数 | 表紙・裏表紙を含め48ページ程度 |
| c | 用紙 | <p>以下のいずれかの用紙を使用すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) グリーン購入法適合品 (b) エコマーク製品 (c) 森林認証紙 <p>※ (a) 又は (b) を使用する場合は、納品時に使用用紙報告書を提出すること。</p> <p>※ (c) を使用する場合は、認証マークを印字し、納品時に製品出荷証明書を提出すること。</p> |
| d | 紙質 | コート紙110kg程度 |
| e | 印刷 | フルカラー |

- | | | |
|---|-----|---|
| f | インク | <ul style="list-style-type: none"> ・オフセット印刷の場合は、下記のいずれかのインキを使用し、該当するインキマークを印字すること。 (a) バイオマスを含有したインキ (b) ノンVOCインキ ・オンデマンド印刷の場合は、令和7年3月公表の「郡山市環境物品等の調達方針」に沿ったトナーカートリッジ、インクカートリッジを使用すること。 |
| g | 製本 | 中綴じ |
| h | その他 | 印刷物にリサイクル適正を表示し、納品時に資材確認票を提出すること。 |

(4) 周知用シール製作

イベントなどでの配布を想定し、圏域のPRにつながる親しみやすいデザインのシールをデザインし製作する。

ア 製作内容の詳細

- ・A4判1枚とし、圏域の17市町村のキャラクターを配置し、シール台紙の端などにデジタルパンフレットに誘導するQRコードを掲載すること。

イ 仕様

(ア) 数量 1,000部

(イ) 規格仕様

- | | | |
|---|------|---|
| a | サイズ | A4判 |
| b | ページ数 | 片面1枚 |
| c | 紙質 | アートタック紙 73kg程度 |
| d | 印刷 | フルカラー |
| e | インク | <ul style="list-style-type: none"> ・オフセット印刷の場合は、下記のいずれかのインキを使用すること。 (a) バイオマスを含有したインキ (b) ノンVOCインキ |

なお、インキマークは印字しないこととする。

- ・オンデマンド印刷の場合は、令和7年3月公表の「郡山市環境物品等の調達方針」に沿ったトナーカートリッジ、インクカートリッジを使用すること。

- | | | |
|---|-----|-------------------|
| f | 加工等 | シール抜きあり |
| g | その他 | 納品時に資材確認票を提出すること。 |

(5) パンフレット及びパンフレットフライヤーの効果的な周知及び配布

更新したパンフレット及びパンフレットフライヤーを圏域内外に幅広く周知及び配布するための方法を提案すること。実施に当たっては、詳細を発注者と協議の上決定すること。なお、周知及び配布に係る調整、配送等は受注者において行うこと。

(6) パンフレットの利便性向上のためのデジタル活用についての提案

更新したパンフレットを使いやすくするためのデジタル活用方法を提案すること。

2 校正

デジタルパンフレット、パンフレットフライヤー、配布用パンフレット、周知用シールについて、発注者による校正をそれぞれ2回以上行うこと。

第3 成果品

1 完了検査

業務が完了したときは、次の成果品を提出し、完了検査を受けること。

成果品の所有権、著作権等の一切の権利については、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承諾なしに使用、公表してはならない。ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利等については、受注者に留保するものとし、この場合、発注者は当該権利を使用期限の定めなく無償で非独占的に使用できるものとする。

また、成果品は、発注者が自由に二次使用（加工、ホームページへの掲載等）できるものとする。

No.	成果品	様式形態	必要部数	提出期限
1	デジタルパンフレット、パンフレットフライヤー、配布用パンフレットデータ	A i データ P D F データ	1 式	令和 8 年 3 月 31 日
2	パンフレットフライヤー	紙	1,000 部	令和 8 年 3 月 31 日
3	配布用パンフレット	紙	1,000 部	令和 8 年 3 月 31 日
4	周知用シールデータ	A i データ P D F データ	1 式	令和 7 年 10 月 8 日
5	周知用シール	紙	1,000 部	令和 7 年 10 月 8 日
6	成果品に使用した写真、イラストデータ	J P E G	1 式	令和 8 年 3 月 31 日

2 提出場所

(1) 郡山市政策開発部未来創造課（郡山市役所本庁舎 2 階）

(2) 成果品のうち 2、3 については、前号に加え郡山市を除く圏域内 16 市町村役場及び第 2 の 1 (5) の配布先に配送すること。

第4 業務実施に当たっての留意事項

1 打合せ

本業務に関する打合せ及び協議を必要に応じて随時行い、記録を作成し共有すること。
なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。

2 秘密の保持

本業務実施に当たって知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。契約終了後も同様とする。

3 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、綿密に発注者と協議又は打合せを行うとともに、発注者の指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。
- (2) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用したりしてはならない。
- (3) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (4) 受注者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (5) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、本市に帰属するものとする。
- (6) 受注者は事業を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (7) デジタルパンフレット、パンフレットフライヤー、配布用パンフレット、周知用シールの掲載内容及びデザイン等については、発注者と協議により決定するため、企画提案による掲載内容及びデザイン等は変更する場合がある。
- (8) 写真、イラスト等紙面の構成に必要な資料等は受注者において入手することを基本とするが、時期等の関係により入手困難な写真等がある場合は、発注者所有の写真や資料とすることができる。
- (9) 受注者が自ら所有する写真・映像等を使用する場合には、著作権・肖像権等に十分注意の上、自らの責任において使用すること。
- (10) 本業務の遂行において必要な取材等に際して、受注者は事前に該当施設や取材対象者の許可を取り取材を行うこと。また、取材時に撮影した写真等に映り込んだ施設見学者や施設関係者の画像の掲載許諾についても受注者において行うものとする。
- (11) 本人の承諾を得ることのできない人物画像については、識別が不可能な程度の修正を行うこと。
- (12) 受注者は、全ての成果品が第三者の著作権、特許権、その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。受注者の責めに帰すべき事由により著作権及び肖像権関係の紛争が生じた場合は、受注者の責任において処理するものとする。

- (13) 成果品に加え、素材データの著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条、第 28 条に規定する権利を含む。）等は、発注者に帰属するものとする。
- (14) 受注者は、本業務に当たって十分な経験を有するものを業務責任者として定めなければならない。業務責任者は、本業務遂行上必要な進行管理及び連絡調整を行うこと。
- (15) 受注者は、本委託業務の全部又は一部を第三者に請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (16) 業務の遂行に当たって、受注者は環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを調達することで、環境負荷の低減に努めること。
- (17) 仕様書の内容に変更が生じた場合には、発注者及び受注者の間において対応を協議するものとする。
- (18) 契約の締結、本業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めがない限り、全て受注者の負担とする。

4 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、発注者と受注者の双方協議の上決定する。
- (2) 上記（1）に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。